

石綿飛散防止対策の周知活動 とりまとめ概要

※この結果は、STOP アスベストキックオフ宣言の主旨に基づき、関係団体及び行政が
H27年11月からH28年10月までに実施した石綿飛散防止対策に係る周知活動について
アンケートを実施し、その結果を取りまとめたものです。

1. 発注者への 周知実績	チラシの配布 (部数)		会報、メールマガ ジン(部数)		説明会等 (人数)		ホームページ (回数)	
	構成員	その他	構成員	その他	構成員	その他	構成員	その他
関係団体	4107	0	5250	0	104	200	9	0
行政	0	9176	0	0	0	390	0	14
合計	4107	9176	5250	0	104	590	9	14
	13283 部		5250 部		694 人		23 回	

■その他

- ・住宅メンテナンス診断士講習会東京会場、名古屋会場にて説明を実施。
- ・会報は会員以外(関係団体、全国の協会等)へ送付。
- ・会員事業者が近畿運輸局廃止・廃業等届出を提出し、その後解体工事をする場合、留意点を連絡している。

2. 施工者への 周知実績	チラシの配布 (部数)		会報、メールマガ ジン(部数)		説明会等 (人数)		ホームページ (回数)	
	構成員	その他	構成員	その他	構成員	その他	構成員	その他
関係団体	60	0	0	0	49	135	2	2
行政	0	908	0	0	0	376	0	0
合計	60	908	0	0	49	511	2	2
	968 部		—		560 人		4 回	

■その他の意見

- ・平成27年度より、本会ホームページから大阪府の該当ホームページへリンクを設定し情報提供している。
- ・未配布と思われる非会員に対しては、来所時に平成27年度に支給を受けた周知ビラを提供し、簡単な説明をしている。

3. 府民に対する取り組み

(1) 環境パネルの展示

行政の環境展等でのパネル展示9回。(来場者数約 **9701 人**)

(2) メールマガジンによる啓発

事業者のメールマガジンに啓発文を掲載。(メールマガジン読者数約 **3 万人**)

4. 行政への意見

項目	合計
・行政側で発注者向けのチラシ等配布物を充実し、提供してほしい。	22
・府が開催する石綿に関するセミナーに担当者を参加させたい。	16
・業界団体において開催するセミナー等で府職員の講演等を希望する。	12
・府の該当ホームページに団体のホームページからリンクすることは可能。	8
・適宜石綿関連の情報をメール配信してほしい。	4

■その他の意見

- ・建物の所有者等への周知について継続実施が重要。
- ・施工業者の団体に周知徹底を。

建築物等の解体等工事を発注・施工する皆さまへ

解体等工事では石綿飛散防止対策が必要です！

石綿を使用した建築物等の解体等工事は、今後増加することが見込まれています。

石綿による環境への影響を防ぐため、施工者は解体等工事前の事前調査及び適切な石綿飛散防止対策を実施し、また、発注者は費用・工期に配慮した契約の締結及び事前の法・条例に基づく届出を行うなど、発注者、施工者それぞれが適切な対策を講じることが必要です。

☆届出は発注者の義務です。

石綿に係る解体等工事については、原因者負担の原則を踏まえ、発注者が作業開始の14日前までに届出をする義務があります。

☆適切な費用・工期で解体等工事の契約をしてください。

発注者は事前調査が正確かつ円滑に実施されるよう、施工者に設計図書等の必要な情報を提供してください。また、発注者は石綿飛散防止対策の施工方法、工期や費用等を施工者と十分に検討し、作業基準等や敷地境界基準の遵守の妨げとならないよう配慮して契約を締結してください。

☆石綿に関する事前調査が必要です。

解体等工事の前に実施する石綿に関する事前調査が、石綿飛散防止対策の要となります。

施工者は、設計図書その他資料の確認、目視及び建材分析によって事前調査を実施し、発注者に対してその結果の説明を書面で行う必要があります。

工事現場において、施工者は、事前調査結果を掲示し、また、事前調査結果の書面を備え付け、閲覧に供する必要があります。

発注者及び施工者は、事前調査結果の書面を3年間保存する必要があります。

石綿飛散防止対策に関する事前調査結果の報告書			
調査項目	調査結果	対策	備考
設計図書	確認済み		
目視調査	確認済み		
建材分析	確認済み		
その他			

事前調査及び作業に係る掲示板

☆適切な石綿飛散防止対策が必要です。

石綿を含有する建築材料を使用した建築物等の解体等工事では、負圧隔離養生、集じん機の使用等の作業基準等を遵守し、石綿飛散防止対策を適切に実施する必要があります。

また工事中は、大気中の石綿濃度の敷地境界基準を遵守する必要があります。

隔離養生区画内(除去作業前)



＜お問い合わせ先＞

大阪府環境農林水産部環境管理室事業所指導課大気指導グループ

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎21階

TEL: 06-6210-9581 FAX: 06-6210-9584

大阪府 石綿

検索

で検索！

大阪府からのお知らせ

建築物等の解体、改修等工事を発注する皆様へ

届出は発注者の義務です

石綿(アスベスト)を含む建築物等の解体等工事については**14日前まで**に届出が必要です。

受注者から事前調査結果の説明を受けてください

石綿の使用の有無などを調査した結果の書面については、**3年間**保存する義務があります。

適切な費用・工期で解体等工事の契約をしてください

石綿飛散防止対策の妨げとならないよう配慮して、契約を締結してください。

- ・無届出や虚偽の届出を行った場合、大気汚染防止法・大阪府生活環境の保全等に関する条例による罰則が科せられる場合があります。(法: 3月以下の懲役又は30万円以下の罰金 条例: 3月以下の懲役又は20万円以下の罰金)
- ・解体等工事の計画がある場合は、早い段階で、府や市にご相談下さい。
- ・詳しくは府のアスベスト対策のホームページ(大阪府 アスベスト で検索)をご覧ください。

PCB含有機器を保有している皆様へ

PCBを含む電気機器(変圧器、コンデンサ、家庭用を除く照明用安定器など)を使用
又は保管しているときは、処理期限までの処理が必要です!

処理期限: 変圧器、コンデンサ、家庭用を除く照明用安定器などの高濃度PCB廃棄物は平成33年度まで
微量PCB汚染電気機器等は平成38年度まで(処理期限を過ぎると処理できなくなります。)

- ・詳しくは府のPCB廃棄物保管者向けホームページ(大阪府 PCB で検索)をご覧ください。

問合先: 大阪府環境農林水産部環境管理室事業所指導課

TEL 石綿担当: 06(6210)9581 PCB担当: 06(6210)9582